去文 土

菜種栽培奨励=付触書 その36

編集・発行: 五日市郷土館 あきる野市五日市 920-1

発行:令和5年5月2日

除きとなり、からか海城町のかましたをはからい 死也でかりぬよるとおりありをする 中人名勒巴文州不被人人人名英多 るうなとやれたいてあるとあるなるころなから 2月本的知识一直在一个人的 おはなっていいいのかはあんだ 伸生是一世界之世多人 りして 女教前のいろりはちまんを 水色 なるとことを見なるとなりの 方名をはる国内でおからのである とてる中人のかれてるありたるちは 元気事事をあるる間とれる ではないないなんともあるを成大 なる事が多くかであるとう かとからしんなるなとなるからます 支化之降、各名的股份所属的常路不见 **ゆへなきるれなきるもれかかっ** ない、本をきなりは手をはる町村 了一个上中的一个人 少数了なかりましていまるといって 大の古は一大人の 八十八年八年工行 中有了大人 おれてるいのは行りをひます を付いて たななるなるなるなるとのと見年返した年後した日本のとう人を食る人を食るようと対後りなるなる あっているといろ ていたりかくますしたうちる前面が 好中心的自化生物之人多人多人多人多人 夕優也とお外佐後へとり書けい意成 献用名音事事年前中方公司被要与公告方 一方のない。 国本のは常めな 信多書一世后後世界以底商的 おいかずるないできていたま 中できる中 らせきけ 御仁恵筋御取調:付 可

出請致 (糖) 左候ハヽ窮民潤助ニも相成候儀ニ付 綿実等以来年々時相場,以御買上:相成候間 荒地其他川縁等『至迄水行等之障無之場 諭 菜種御用之筋有之候。付支配所村々上厚申 見立菜種蒔附候趣可被申渡 是迄作来候場所者勿論曠野田畑之末々 尤菜種 后後 荏 葄

様=登の 出穀可致様 相成候間 斗蒔付候様いたし候得ハ 麦作之障。不相成様仕附 可相成儀 間一合候事故 候事故田方でも仕付 方可申付候 申含手当いたし 難用立候間 蒔付候而も自然生立も不宜 為致候趣可被致候 勿論身元相応之者江者別段申渡 向後連っも相成 も相成候事故 被申聞 絞草沢山 候 銘々支配限り以来何程ツヽハ菜種 畑地も菜種之儀余勢之心得二而 尤菜種之儀ハ晩春『者刈仕舞 尤来未年之儀、其場所弁 前文之通時相場を以御買上 来年ゟ蒔付方等之儀兼而此節 左候ハ、両毛取上村方之為筋ニも 右出穀候高凡ニも目当ラ付 時節後連二不相成様蒔附 酷寒三至り 『作出候趣村役人とも 当年之儀者最早追 刈取跡返し苗植付候而も 流作場荒地等見 百姓共金銀之融通 実法無甲斐品 当時ゟ菜種 厚世話 Z 同 È ŧ

村々役人者勿論小前

解読文

申 渡

喰延し

余之分売買致高直二不相成候様

可被取斗候

且御触之儀者領主地頭ゟも

心を相互『心掛貧民を救

成丈者夫食

之者共不正之筋聊無之

正路"申合奇特

順達致 差急

其上組合村々紅相触寄合成丈

追而可相廻

候

以上

前条之趣可被取調候

廻状者留村ゟ

(天保五年)

二月廿六日

関東向御取締出役

山本大膳手代

堀江与四.

河

野

助 郎 彼是写取

致請印昼夜刻付早々

此廻状幷案文等

御改革寄場宿町村

相触承知之事でも候へ共

尚写相廻し候

口語訳

次の事を申し渡す

せるようにさせること (ユヒッシィッ) のかけにもなるのでこの後精を出してのうるおいの助けにもなるのでこの後精を出して 年々その時の相場で買上げる。そうすれば困窮の民 申し渡す。もっとも菜種・荏・綿実等はこれより後 原や田畑の端の荒れた土地、その他川のふち等まで 身元相応しい人<は別に申渡し、 水が流れていない場所を見て菜種を蒔き付けるよう し納得させ、これまで作ってきた場所は勿論、 菜種御用の筋があるので支配所村々へ丁寧に説明 草を沢山作ればよいと思い、村役人どもは勿論 厚く世話をして作ら 広い野

今年は蒔付の時期遅れとなり蒔いたとしても育た

や荒地等見はからい蒔付すれば百姓共金銀の融通にもなる らないように作り、川縁の流作場(江戸時代河川の堤外や りよくわかるよう言い含め、準備して時節おくれの蒔付にな ず、みのらない品は役に立たないので来年より蒔付方等今よ 取調べにつき村々役人は勿論、一般の百姓達も少しの不正 は其場所をよく考えて作付するようにとのお情けをもって 高だいたい目当を示して申し聞かせること。もっとも来未年 致すよう前文の通り御買上げにもなることなので、出穀の ので、それぞれ支配限りこれよりいくらかづつは菜種を出穀 湖沼などの附近にあり植付をしても水害を受けやすい田畑 にもなるので、畑地も菜種の余勢と心得て麦作の障害にな けても間に合うので両毛(稲と菜種)収穫できて村人のため 刈り取ってしまうため、 らないよう注意して申付けること。もっとも菜種は晩春には 田の刈り取った跡地を耕し菜を植付

(天保五年·一八三四

け取った村より廻し返すこと。

条々の趣旨を取調べるようにすること。この廻状は最後に受 し組合村々へ知らせて、寄り合い出来る限り急いで前文の って、

寄場(ここでは五日市)の宿町村役人があれやこれや写し取 承知の事と思えるが、尚この触書を写し廻し案文等御改革 からうこと。このお触は領主・地頭からも前もって触れられ いつなぎ、余った分は売買し食物が高くならないよう取りは する心をもって、貧しい人を救い、食物をできるだけ長く食 もなく申しあわせ、互に負担がかかるような事をすすんで

請印し、昼夜刻付け(拝見した時間を記す)村順に廻

二月廿六日

関東向 御取締出役 山 本大膳手代 堀江与四郎 河 啓 助

解説

となり摂津・河内・和泉・伊勢がおもな製油地で配給の中 心は大坂であった。明和7年(1770)の明和の仕法で江 戸への供給量確保と価格の安定のため油の大坂集中をは た。江戸時代になると菜種(水油)綿実(白油)が主原料 た。 して独占の打破を訴え問屋の力は衰退した。 かった。しかし、江戸地廻経済の発展に伴い在郷町が成長 油は古くから照明用としておもに社寺・公家が使用し 中世の油は荏・胡麻・木実などが原料で油座が取扱っ

であまり油菜栽培の記録は多くない。わずかに伊奈村石 7年と安永3年・寛政9年・天保5・6・7年)からも油菜 きて役所へ種を取りに来るよう命じている。そして同年10 っても油菜の蒔付は遅れているようだ。蒔付場所の不足も 川家文書の「歳中日記帳」(弘化年間)に「油菜を畑のくろ 栽培の勧めが見えるが、五日市寄場内の村々では、これま 月5日に「先達而申し渡候油菜種相渡すべく候」とあり 触書にはじめて「油木と申木植立候様に仰渡され」と出て に植え付けた」と出てくる。また『村明細帳』の文政11年 原源八郎より発せられている。その後の触書(明和4・5・ あり売買する程の菜種も収穫できなかったのであろう。 11日に各村名主一人づつ種を取りに来るように代官荻 (1828)5月の五日市村の項に「油絞百姓重兵衛・百姓 この古文書によると当地方では天保5年(1834)にな 触書を逆上って見ると享保 14年(1729)8月18日の

> を運び込んだことが書かれている。 いようである。そのうち今井村(青梅)の百姓が水油 買い、油絞り機を拵えているがあまり長く使っていな ようと、近隣上平井村〈度々油〆木の木を見に行って 天保年間の重兵衛の日記には、油絞りを本格的にし は菜種納方御免願を青梅組合と共に差出している。 どを積み出したと推測する。そして、翌12月24日に 附積り」とある事から稼人は菜種を取り集めほとん 書き出し「但、菜種五日市村『取集江戸四ッ谷通り陸 川村・野辺村・中平井村に各一人宛増えて計9名を 「油絞稼人名前書上帳」には上草花村・瀬戸岡村・小 利兵衛だけであった。その後天保14年11月15日の 下草花村政右衛門の三人で油絞り渡世は下草花の 見ると水油売渡世が五日市村十兵衛・伊奈村佐吉 日市村寄場内の村々の「農間渡世向名前書上帳」を

書くようになるのは文政12年で油絞りより水油を仕 入れて売る油商売が主だったようだ。 重兵衛は自らの事をあぶらや重兵衛と帳面などに

く下火になった。 菜種を蒔き油を取って自家用にしていたようだ。昭 の広い下流域の農家は原の畑や田ん圃の裏作として 車絞りから電動の油絞り機が使われて、比較的耕 屋に頼んで油にしている家もあったが、それもまもな 40年代前半には、近村では羽村にまだあった油絞り 近代になると油の需要は一層増えて、手絞り・水 地

参考文献 日本史用語辞典

[崎屋

(1992年7月10日第4刷発行 柏書房

て下男などに配達させている。そして天保14年7月の五 五兵衛より水油一樽を買い五合づつ注文先へ駄賃を取っ 衛については文政3年「油之通」によると江戸本町山

ているが安兵衛の名は見えない。

代安兵衛」が記されている。

重兵衛はその後も油屋を続け

五日市上宿の油屋重兵